

再生の対象及び指標が捉える範囲について

1 フロー指標が捉える会計の範囲

- 現在の再建法及び地方公営企業法の再建制度の対象会計となっていない会計の赤字についても、何れかのフロー指標が捉えることとし、可能な限り隙間が生じないような制度を構築すべきではないか。
- 公営企業については、地方公営企業法が適用される公営企業会計についての現行制度の取扱いを勘案し、会計ごとに指標や早期是正・再生のスキームを制度化することも検討すべきではないか。

2 スtock指標が捉える会計等の範囲

- Stock指標においては、普通会計の地方債の現在高や債務負担行為の一部など、普通会計が直接負う債務のみならず、公営企業、一部事務組合、地方独立行政法人、地方公社、第三セクター等の債務のうち、普通会計が客観的に負担する蓋然性の高い部分も捉えるべきではないか。
- そのような観点から、公営企業会計や一部事務組合等の地方債残高については、当該団体の普通会計が客観的に負担する蓋然性の高い部分を対象とすべきではないか。
- また、地方公社や第三セクターについては、例えば、当該地方公共団体が債務保証又は損失補償を設定した額のうち、当該団体が客観的に負担する蓋然性の高い部分等を対象とすべきではないか。

現行再建法制の対象会計の範囲

普通会計

一般会計

特別会計(公営事業会計を除く)

- ・公債管理特別会計
- ・母子寡婦福祉資金特別会計 など

公営事業会計

○収益事業

○公立大学附属病院事業

○地財法上の公営企業以外の事業かつ地公企法の非適用事業

- ・法非適介護サービス事業
- ・法非適有料道路事業(観光用有料道路事業を除く)
- ・法非適駐車場整備事業(観光地駐車場事業を除く) 等

○国民健康保険事業、老人医療事業、介護保険事業、
農業共済事業、交通災害共済事業

公営企業会計

○地財法上の公営企業(§6) かつ地公企法の非適用事業
・法非適用の下水道事業、簡易水道事業、港湾整備事業、市場事業、と畜事業、観光施設事業、宅地造成事業

地方公営企業法

○地公企法の任意適用事業(§2③)

○地公企法の一部適用事業(§2②)
・病院事業

○地公企法の当然適用事業(§2①)
・水道事業、交通事業など7事業

再
建
法
対
象
会
計

再
建
法
・
地
公
企
法
対
象
外
会
計

地
公
企
法
再
建
制
度
対
象
会
計